

平成 2 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

山 武 市 監 査 委 員

山 監 第 86 号
平成27年2月25日

山 武 市 長	椎 名 千 収 様
山 武 市 議 会 議 長	小 川 吉 孝 様
山武市教育委員会委員長	五木田 孝 義 様
山武市選挙管理委員会委員長	伊 藤 公 文 様
山武市農業委員会会長	遠 藤 幹 夫 様

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 加 藤 忠 勝

平成26年度定期監査の結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、加藤忠勝監査委員は、法の規定する自己の従事する業務に直接利害関係がある市民部及び保健福祉部所管の一部に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

この監査の結果に基づき、または、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してください。

定期監査結果報告書

1. 監査の対象及び範囲

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事務の管理

<一般会計・特別会計>

- ・総務部
総務課、秘書課、企画政策課、財政課、市民自治支援課、消防防災課
- ・市民部
市民課、国保年金課、課税課、収税課、各出張所
- ・保健福祉部（関連施設等含む）
社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、健康支援課
- ・経済環境部
農商工・観光課、わがまち活性課、環境保全課
- ・都市建設部
土木課、都市整備課
- ・教育部（関連施設等含む）
教育総務課、学校教育課、学校給食センター、生涯学習課、公民館、図書館、文化会館、スポーツ振興課、さんぶの森公園管理事務所

- ・会計課
- ・議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・固定資産評価審査委員会事務局
- ・監査委員事務局
- ・農業委員会事務局

<企業会計>

- ・水道課

2. 監査の実施期日及び場所

平成26年11月5日・6日・7日・10日・11日・12日
山武市役所 監査委員事務局室

3. 監査の方法

監査を実施するにあたっては、地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本として、各部課等から提出された資料に基づき事前に予備調査を行い、監査執行期日には、各担当部課長から説明を受け、監査を実施しました。

本年度の重点項目は以下のとおりです。

- ①支出削減状況に関すること
- ②収入確保状況に関すること
- ③補助金の交付状況に関すること
- ④平成25年度定期監査指摘事項の措置状況に関すること

4. 監査の結果

各部課等の所管する事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認めます。

しかし、市の置かれている厳しい財政状況の中で、限られた財源を効果的に活用するため、常に創意工夫を凝らして無駄を徹底して排除しつつ、市民の視点に立った計画的な事業の執行を心掛け、一層の支出縮減に取り組むことを希望するものです。

併せて、収入確保と負担の公平性を期するため、債権を適正に管理し、過年度収入未済額（未収金）の積極的な対応はもとより、新たな収入未済の発生防止に全力を傾注し、収入未済額の減少になお一層の尽力を注いでください。また、債権の徴収困難な事案の滞納整理業務は、収税課債権回収対策室と綿密な連携のもと、債権の整理を含め未収債権の縮減に向け努力するよう切望します。

補助金の交付については、補助金とは公益上必要がある場合に支給できるものであることを念頭に、事業が補助目的に合致しているか、十分な成果を上げているか、費用対効果などの観点から制度の継続も含め、その補助金の必要性及び効果等について十分に検証を行い、透明性、公平公正の確保に努めながら執行するとともに、前例踏襲に捉われず、所期の目的を達成したもの、用途が目的達成のための適性を欠くもの等については、実態に即した見直しをするよう要望します。

◎指摘事項

今回の監査で、是正を要すると認められる事項は、特に見受けられませんでした。

◎ 監査意見

各課に対する監査意見が付されたものは以下のとおりです。一部に事務処理の改善又は検討を要する事項が認められました。これらについては、その内容を十分に検討し速やかに必要措置を講ずるなど今後の事務処理及び事務執行に当たっては是正されるよう望むものです。

なお、簡易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うように口頭で指導を行いました。

総務部

財政課

- ・ 補助金の交付等事務について、補助金を概算払いにより交付し、事業完了後に補助金が確定し返還金が発生した場合の取り扱いが各部署によって異なり統一されていません。

山武市補助金等交付規則第19条第2項に「納期を定めて、その返還を命ずるものとする。」とありますが、額の確定通知書中に返還額と期限等を入れて通知している部署や、額の確定通知書と納入通知書でそれに代えている部署があますので、統一した対応を検討してください。

消防防災課

- ・ 補助金の交付等の事務について、交付要綱に沿って的確に対応されていることは承知していますが、提出書類の審査・確認が不十分と見受けられるものがありました。組織としての約束事がありますので、今後は細心の注意を払い適正な処理を行うよう望みます。

市民部

市民課

- ・ 補助金の交付等の事務について、区長会連合会や交通安全協会のように各支部への活動費として助成しているものについては、事業の内容や経費の執行が裏付けのある支出であるか等、余すことなく確認し、厳正な精査を切望します。

保健福祉部（関係課において関連施設等含む）

社会福祉課

- ・ 手をつなぐ親の会補助金について、収支決算書によると福祉基金という積立金の項目があり、これを繰越金の一部とすると繰越金が市の補助金を大きく上回っています。補助金を受けながら、毎年補助金と同等以上の積立金

をするのは好ましくありません。

将来を見据えた資金を残したいという団体の内々の事情等があるとするれば、それなりの会計処理が必要ですので、適正な対応を指導してください。

子育て支援課

・ 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に規定された支払いの時期を経過して支払っている事例が多数見受けられたという監査意見に対し、園長・副園長会議等で協議し、きめ細かく対応され支払遅延の防止に努めていると思いますが、今後も協議されたことについての的確に対応されることを切望します。

経済環境部

農商工・観光課

・ 農業集落排水事業特別会計における収入の確保について、債権回収において基本的な保管書類の整理等にとどまり、現時点ではかなりの遅れが見られますので、これらを早急に進め、適確に対応されることを切望します。

都市建設部

都市整備課

・ 市営住宅使用料の未収金対策については、受益者負担の公平性の観点から回収に積極的に取り組んでいると認識していますが、実態を十分に把握し、対象者との接触や文書発送、今後の協議等を債権管理台帳等に記録し、それらを十分に活用して積極的に取り組むことを切望します。

教育部（関係課において関連施設等含む）

生涯学習課

・ 青少年育成市民会議補助金について、収支決算書に、当初の予算額を超えて補助金を受けたようになっており、別精算した補助金が入っていると思われる不適切な取り扱いが見受けられました。内容をもう一度整理し、適切な事務処理に努めるとともに、提出書類等の審査・確認は厳正に精査するよう望みます。

さんぶの森公園管理事務所

・ 事業の実施については、コスト削減を念頭に置いて効率的な事業運営に努めていることにはうかがえますが、清掃委託業務において、毎年同程度の価格

で落札されており、しかもそれが予算額のほぼ半額の結果になっています。入札の結果ということもありますが、予算編成時によく精査し計上することを希望します。

- ・ 支払遅延について、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第10条に規定された支払いの時期を経過して支払っている事例が多数見受けられています。この法律の趣旨を理解のうえ、事務処理に遺漏の無いように留意してください。